

## 和光市行政苦情等調整委員制度

### ☆注意事項☆

#### 【本制度の目的について】

- 1 本制度は、調整委員の調整により、『市政に対する信頼』や『行政サービス』の向上を図ることを目的としており、市の処分等に係る申立人の権利や利益を直接的に回復させることを目的とするものではありません。

#### 【個人情報の取扱いについて】

- 1 調整委員は、申立ての調整を行うため、提出された申立てに関する一切の書類並びに市が保有する本申立てに関する書類を利用します。

#### 【調整の方法について】

- 1 調整委員は、必要に応じて申立人に対し、意見等聴取を行うものとします。
- 2 調整を行うための調整委員の会議及び意見等聴取については、非公開とし傍聴は認めません。
- 3 意見等聴取には、申立人以外入れません。
- 4 意見等聴取は、調整委員が申立書記載内容についてお聴きするものです。意見交換や質疑応答の場ではありませんのでご承知おきください。
- 5 意見等聴取では、調整結果報告書を作成するために録音します。調整結果報告書を作成後に速やかに消去します。
- 6 意見等聴取では、申立人が写真の撮影、録音又は録画を行うことはできません。
- 7 団体又は法人による申立ての場合、意見等聴取に立ち会うことができる人は、申立てに係る当事者等、調整委員からの意見等聴取に的確に応答できる人のみです。

#### 【調整の期間について】

- 1 調整を実施する場合、調整の申立てから調整結果通知書の送付までは概ね3ヶ月程度要します。